

資料 7

令和 2 年 6 月 1 8 日
保 健 福 祉 部

新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

※下線部は 5/25 時点からの変更箇所

1. 国内外における発生状況

・発生状況（厚生労働省発表 6/17 版）

| | 感染者 | うち死亡者 | 備 考 |
|---------|------------------|----------------|-------------------------------------------------|
| 海外の国・地域 | <u>8,096,019</u> | <u>439,336</u> | ・ 203 カ国・地域 |
| 日 本 | <u>17,628</u> | <u>931</u> | ・ うち, チャーター便帰国者 15 名 ・ うち, 空港検疫 <u>263</u> 名 |
| そ の 他 | <u>741</u> | 13 | ・ 国際輸送案件（クルーズ船）外 |
| 合 計 | <u>8,114,388</u> | <u>440,280</u> | |

2. 県内の状況

(1) 患者数等

① 確定患者・・・89名（6/18 20:00 時点）

| 総計 | 入院中 | 宿泊施設療養中 | 自宅療養中 | 退院・療養解除 | 死亡 | 入院調整中 |
|-------------|-----|---------|-------|-------------|----|-------|
| <u>89</u> 名 | 1名 | 0名 | 0名 | <u>87</u> 名 | 1名 | 0名 |

② 行政検査数・・・3,372件（2/1～6/17 時点判明分）

(2) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

① 2/21 乗船者で新型コロナウイルス感染症患者 1 名（無症状病原体保有者）を県内感染症指定医療機関において入院を受入（60 代男性 1 名）。3/2 退院基準を満たし退院

② 下船者のフォローアップ

新型コロナウイルス検査陰性確認後に下船した県内在住者の健康状態の観察

| | |
|---------|-----|
| 2/19 下船 | 5 名 |
| 2/20 下船 | 2 名 |
| 2/21 下船 | 2 名 |
| 計 | 9 名 |

- ・ うち 1 名は、上記（1）①の確定患者 No. 1。3/10 退院
- ・ うち 1 名は、上記確定患者の濃厚接触者。3/14 PCR 検査陰性
- ・ うち 7 名は、下船後 14 日間、管轄保健所において毎日電話による体調確認の後、PCR 検査を実施。7 名全員が陰性

(3) 検疫所検査

| 総計 | 入院中 | 宿泊施設療養中 | 自宅療養中 | 退院・療養解除 | 死亡 | 入院調整中 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <u>8</u> 名 | <u>2</u> 名 | <u>2</u> 名 | <u>1</u> 名 | <u>3</u> 名 | <u>0</u> 名 | <u>0</u> 名 |

※退院・療養解除のうち 1 名は上記（2）①の患者。

3. WHO（世界保健機関）及び国の対応

<世界保健機関（WHO）>

- ・ 1/31 未明、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表
- ・ 2/11 新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名

- ・2/17 新型コロナウイルス感染症の致死率が2%程度である旨の見解
- ・2/28 世界的危険度（4段階）を最高レベルの「非常に高い」へ引き上げ
- ・2/29 調査報告書公表。致死率3.8%。
- ・3/11 新型コロナウイルス感染症について「パンデミック（世界的な大流行）」を宣言

<国（主に厚生労働省）の対応>

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定（1/28 公布・2/7 施行）→WHO の PHEIC 宣言を受け2/1 に前倒し施行。
- ・厚生労働省電話相談窓口を設置（1/28 18時開設，2/7 からフリーダイヤル化）
- ・内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（1/30）
- ・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」取りまとめ（2/13）
- ・検疫法上の隔離・停留を可能とする措置を講ずる（2/13 閣議決定，2/14 政令施行）
- ・感染症法上の入院措置・公費負担等の対象に無症状病原体保有者が追加（2/13 閣議決定，2/14 政令施行）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催（2/16, 2/19, 2/24, 2/29, 3/2, 3/9, 3/17, 3/19, 3/26, 4/1, 4/22, 5/1, 5/4, 5/14, 5/29, 6/12）
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」発出（2/17, 5/8）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発出（2/20）
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について」発出（2/21）
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための留意点について」発出（2/24）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」発出（2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発出（文部科学省）（2/28）
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始（3/6）
- ・国の対策本部において，「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」取りまとめ（3/10）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正（新型コロナウイルス感染症を対象に追加）（3/14 施行）
- ・新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づく政府対策本部を設置（3/26）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定（3/28），変更（4/7, 4/11, 4/16, 5/4, 5/14, 5/21, 5/25）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（3/19, 4/1, 4/22, 5/1, 5/4, 5/14, 5/29）
- ・新学期からの学校再開についての新たなガイドライン（文部科学省）（4/1）
- ・国の対策本部において，7都府県（埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県及び福岡県）を対象に法律に基づく緊急事態を宣言（期間：4/7～5/6）（4/7）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定（4/7, 4/20）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大（4/16）
- ・緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長（5/4）
- ・レムデシビル製剤の承認（5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症抗原検査キット（富士レビオ社）の承認（5/13）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域の変更（北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，京都府，大阪府及び兵庫県）（5/14）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域の変更（北海道，埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県）（5/21）
- ・緊急事態宣言の解除（5/25）
- ・抗体保有調査の実施（東京都，大阪府，宮城県）（6/1～6/7）

【検疫関係】

(仙台空港関係)

- ・仙台空港検疫所では、サーモグラフィーによる計測を実施(36.5度以上感知の場合別室で健康状態を確認)。健康カードを配布し感染防止対策を強化(1/25～)
 - ・国際線機内において、健康カードと質問票(湖北省など滞在歴や健康状態を確認)を配布し対策を強化
- ※現在、国際線については、全て運休中のため、上記措置は実施していない

(港湾関係)

- ・仙台出入国在留管理局が旅券、滞在歴を仙台検疫所が健康状態を確認

4. 県の対応

(1) 緊急事態措置等

① 緊急事態措置

宮城県全域を対象区域として以下の措置を実施

| | 緊急事態措置の内容(根拠条文) | 措置の期間 |
|---|---------------------------------------------|-------------------|
| 1 | 外出の自粛要請 (法第45条第1項) | 4月17日から 5月6日まで |
| 2 | 催物の開催自粛の要請 (法第24条第9項) | 4月17日から 5月6日まで |
| 3 | 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請等 (法第24条第9項) | 4月25日から 5月6日まで |
| 4 | 商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止についての協力要請(法第24条第9項) | 4月24日から 5月6日まで |
| 5 | 施設の使用停止要請及び要請した旨の公表 (法第45条第2項及び第4項) | 4月29日から 5月6日まで |
| 6 | 外出の自粛要請等 (法第24条第9項) | 5月7日から 5月14日まで |
| 7 | 催物の開催自粛の要請 (法第24条第9項) | 5月7日から 5月14日まで |
| 8 | 施設における感染防止対策の徹底の要請 (法第24条第9項) | 5月7日から 5月14日まで |
| 9 | 職場における感染防止対策等に係る取組の要請 (法第24条第9項) | 5月7日から 5月14日まで |

② 特措法第24条第9項に基づく協力の要請

宮城県全域を対象区域として以下の協力の要請を実施

| | 要請の内容(根拠条文) | 要請の期間 |
|---|-------------------------------------------|--------------------|
| 1 | 外出について(県民向け)の要請 (法第24条第9項) | 5月15日から 5月25日まで |
| 2 | 職場における取組について(事業者向け)の要請 (法第24条第9項) | 5月15日から 5月25日まで |
| 3 | 催物(イベント等)開催について(催物主催者向け)の要請 (法第24条第9項) | 5月15日から 5月25日まで |
| 4 | 施設における取組について(施設管理者向け)の要請 (法第24条第9項) | 5月15日から 5月25日まで |

③ 特措法に基づかない協力の要請

| — | 要請の内容 | 要請の期間（段階的緩和） |
|---|--------------------|----------------------|
| 1 | 外出についての要請 | ステップ0:5月26日から5月31日まで |
| 2 | 職場における取組についての要請 | ステップ1:6月1日から6月18日まで |
| 3 | 催物（イベント等）開催についての要請 | ステップ2:6月19日から7月9日まで |
| 4 | 施設における取組についての要請 | ステップ3:7月10日から7月31日まで |

(2) 庁内情報連絡体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（1/27）
- ②新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（1/27, 2/21, 2/29, 3/26, 4/9, 4/17, 4/21, 5/5, 5/15, 5/26）（3/26～は危機管理対策本部会議と併催）
- ③新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会の開催（1/31, 4/27, 6/18）
- ④情報連絡員会議（1/24, 1/29, 2/7, 2/14, 2/21, 2/28, 3/6, 3/13）
- ⑤イントラネット等による情報共有（1/16～）
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策本部地方対策本部の設置（2/21）、会議の開催（2/25～）

(3) 外部有識者との連携

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議（1/29, 3/27, 5/21, 6/5）

(4) 県民等への周知・相談体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）の開設（2/4～）
電話番号：022-211-3883
022-211-2882 ※回線数を段階的に拡充（4/1, 4/4, 4/5）
※多言語対応開始（5/18～）
相談件数 41,265 件（6/17 対応分まで延べ相談件数）
- ②記者会見や県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策サイト）での周知・注意喚起
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県民の皆様への緊急メッセージ（4/3）
 - ・宮城県医師会長、東北大学病院長、東北医科薬科大学特任教授と知事の共同記者会見（4/9）
 - ・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者や療養中の患者及びその家族に対する風評被害根絶に向けた知事メッセージ（4/13）
 - ・東北・新潟緊急共同宣言（知事と仙台市長の共同記者会見）（4/24）
 - ・東北・新潟共同メッセージ（知事と仙台市長の共同記者会見）（5/8）
- ③県民向けチラシ作成（日本語・中国語・英語版・韓国語）
- ④緊急事態宣言相談ダイヤルの開設（4/18～5/29）
相談件数 8,851 件（延べ）

(5) 医療体制の確保

- ・県内感染症指定医療機関 7 病院 29 床
- ・帰国者・接触者外来 (27 カ所)
※仙台市においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施（4/21～）
- ・帰国者・接触者相談センター（7 保健所 2 支所）
※仙台市も帰国者・接触者相談センターを設置
- ・宮城県感染症ネットワーク会議（行政及び感染症指定医療機関等）（2/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（2/6）
- ・県内の一般診療体制に係る打合せ（県及び仙台市医師会・仙台市・宮城県・宮城県感染症対策委員会委員長）（2/25）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る県内主要病院長会議（3/31, 5/29）
- ・厚生労働省クラスター対策班派遣（4/2～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部（仮称）の設置に係る関係者打合せ（4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部の設置（4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部「患者搬送コーディネーター」会議（4/10, 4/15）
- ・宮城県救急医療情報システムで毎日の入院受入可能病床を一元的に把握（4/15～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部 WEB 会議（4/21, 4/23, 4/30）
- ・軽症者の宿泊療養施設への受入（4/16～）
- ・宿泊療養施設の軽症者を対象とした「こころの相談電話専用ダイヤル」を仙台市と設置。宿泊療養施設従業員、支援に従事した自治体職員の相談にも対応（4/16～）
- ・帰国者・接触者外来設置医療機関設備整備補助金に関する対応
- ・入院協力医療機関設備整備補助金に関する対応

（6）検査体制の整備

- ・保健環境センターにおけるウイルス検査の実施（1/30 19時～対応可）
※仙台市衛生研究所においても検査を実施
- ・検査実施可能機関の拡充に向け医師会等と調整。宮城県医師会健康センターにおける検査の実施（3/11～）
- ・PCR検査の保険適用に伴う医療機関向け説明会開催（3/10）
- ・宮城県 PCR 検査調整会議開催（3/27）
- ・県内における PCR 検査可能件数 200 件/日（最大）

（7）県内の医療資材の供給支援

- ・医療資機材調整チームの設置（4/20）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療資機材提供のお願いについて」を広報（4/23）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関・社会福祉施設に対する衛生物資供給支援について」を広報（4/27）
- ・【緊急支援第一弾】医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資の供給支援を実施（5/1）
- ・【緊急支援第二弾】医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資供給支援を実施（5/15～）
マスク：400万枚，ガウン：月5万枚，フェイスシールド：週3千枚
- ・県内医療機関及び社会福祉等への物資供給実績（主なもの）（6/12現在）
マスク：約950万枚，医療用マスク：約7万3千枚，フェイスシールド：約7万8千枚
ガウン：約12万4千枚，検査用手袋：約7万1千枚
- ・第二波等に備えてマスク等の衛生物資を備蓄（6月～）

（8）国への要望等

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス対策に関する緊急要望（全国衛生部長会）（2/5）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言（全国知事会）（2/21）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言（全国知事会）（3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（3/18）

- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言（全国知事会）（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一時休業等に関する緊急要望（全国知事会）（3/18）
- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」要請活動（全国知事会）（3/24）
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言（全国知事会）（3/25）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請（全国知事会）（3/30）
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言（全国知事会）（4/8）
- ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（4/23, 4/30）
- ・緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）（全国知事会）（5/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（5/13）
- ・雇用調整助成金等に係る緊急提言（全国知事会）（5/13）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「飛躍的増額」に向けた緊急提言（全国知事会）（5/20）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（5/22）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言（全国知事会）（5/25）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ（全国知事会）（5/28）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来世代への支援に係る緊急提言ほか（6/4 全国知事会議決定）（全国知事会） 等

（9）まん延防止

- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」記者発表（2/27）
- ・県内での患者発生を受け、上記考え方の適用期間を3/31まで延長（2/29）
- ・国内の患者発生状況、感染症対策専門家の助言を踏まえ、上記考え方の適用期間を当面の間とし、大規模イベントの目安を50人以上に変更（3/30）
- ・厚生労働省クラスター対策班派遣（4/2～）
- ・厚生労働省クラスター対策班担当者との会議（4/2, 4/8, 4/10, 4/17, 4/24, 5/11）
- ・厚生労働省クラスター対策班担当者による保健所職員向け研修会（4/28）
- ・外出自粛に伴う県施設の体制についての基本方針（4/9）
- ・使用制限対象施設の整理（4/9）
- ・保健所（支所）担当者会議（1/31, 4/24（WEB会議））
- ・「県主催イベント・会議等の考え方について」の一部改正（3/30, 5/5, 5/15, 5/26）
- ・県施設の運営再開についての基本方針（5/15更新）

（10）各部局等における対応等

＜総務部＞

- ・関係機関（消防本部（局）、LPガス協会、宮城大学、私立学校等）への周知（随時）
- ・県庁行政庁舎出入口に手指消毒薬設置、各合庁管理者に情報提供及び各合庁の対応確認（1/31）
- ・ラジオ（TBC、FM仙台、コミュニティーFM）、新聞（河北、中央4紙）による相談窓口等に関する県民向け広報の実施（2/14～）
- ・県政だより（5・6月号）での相談・支援窓口等に関する県民向け広報の実施（5/1発行）
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の予防について各所属長宛て文書通知（2/19, 2/28, 4/8, 4/16）
- ・職員の時差勤務制度の積極的活用の周知（2/27）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（各私立学校）（2/28）
- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（2/28）
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した特別休暇の取扱いについて通知（2/28, 3/10, 3/24, 4/2）
- ・新型コロナウイルス感染症対応業務に係る週休日の振替期間の延長について通知（3/24）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る使手数料の返還措置等について各部局長宛て通知（3/3, 3/25, 4/20）
- ・人事異動等に伴う職員の健康確認等の実施について通知（4/2）
- ・PCR検査のための検体採取等の支援について自衛隊に災害派遣（①4/4～6, ②4/13～15, ③4/20～5/1）を要請（①4/3, ②4/12, ③4/20）
- ・感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について通知（4/7）
- ・休憩時間の変更について通知〔11:30～、12:30～を追加〕（4/7）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業について通知（各私立学校）（4/7）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/7）
- ・新型コロナウイルス感染症発生時における県庁業務継続のための対応等について通知（4/7）
- ・公務研修所での研修を中止。ただし、新任職員研修は、5月中旬に各所属で実施（4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長について通知（各私立学校）（4/13）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/13）
- ・感染が疑われる職員に自宅待機を命じた場合の職務専念義務の特例について通知（4/14）
- ・正しい手洗いの方法に関するリーフレットを各階給湯室及びトイレに掲示（4/15）
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の消毒について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたWEB会議の実施について通知（4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に向けた勤務時間等の柔軟な運用について通知（4/20）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況における県庁業務継続について管理者メルマガで周知（4/20）
- ・県庁見学の受入停止（4/20～）
- ・県政広報展示室（県庁18階）の一部利用を再開し、アルコール消毒液設置、注意喚起掲示（6/1～）
- ・県政広報展示室（県庁18階）の利用休止及び県庁見学の受入停止（4/20～）
- ・特別定額給付金（仮称）事業の実施について、市町村宛て周知（4/20）
- ・特別定額給付金（仮称）事業の円滑な実施に向けて、市町村課内に「特別定額給付金支援チーム」を設置（4/20）
- ・特別定額給付金（仮称）事業に係るホームページを立上げ（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた在宅勤務の実施について通知（4/28）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたサテライトオフィス勤務の実施について通知（4/28）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等について通知（各私立学校）（4/30）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（4/30）
- ・県税の猶予制度の特例について周知（5/1）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金の受付開始（5/1～）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等について通知（各私立学校）（5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（5/7）
- ・令和2年度当初予算の執行の見直しについて通知（5/8）
- ・金融機関窓口以外での県税の納付について周知（5/11）
- ・学校再開に向けた対応等について通知（各私立学校）（5/18）

<震災復興・企画部>

- ・関係機関（東北電力(株)、県内ガス事業者、県内交通事業者等）への周知（随時）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議（WEB会議）（4/10、4/22）
- ・外出自粛要請前後における人口変動の分析（4/21～）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画策定に係る市町村支援（5/1～）
- ・店舗等における感染拡大防止の取組を支援するアプリの提供（5/25～）

<環境生活部>

- ・関係機関（宿泊事業者、感染性廃棄物取扱事業者、県内水道事業者等）への周知（随時）
- ・県ホームページで新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について注意喚起（3/2）
- ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について注意喚起（3/11）
- ・県ホームページで「新型コロナウイルスの感染拡大に係るNPO法人の運営等について」の情報を掲載（4/13）
- ・インターネットカフェ等への休業要請に伴う代替施設としての宿泊施設の提供を事業者や関係団体に協力要請及び県ホームページで募集（4/21～5/1）、県ホームページで協力宿泊施設一覧を掲載し紹介（4/22～5/6）
- ・県ホームページで特別定額給付金に関連した特殊詐欺等について注意喚起（4/23）
- ・新型コロナ感染症対策に係る緊急事態宣言の期間延長に伴う意見交換会（5/8）
- ・県ホームページで「新しい生活様式」に基づく消費行動について注意喚起（5/15）
- ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくアルコール消毒製品の転売規制について注意喚起（5/25）
- ・ライブハウス関係者との意見交換会（6/10）

<保健福祉部>

- ・関係機関（市町村、保健福祉事務所・保健所、社会福祉施設等）への周知（随時）
- ・仙台市（保健所設置）及び県医師会との連携
- ・保健所の感染対策体制の確認（1/31）
- ・新型コロナウイルス感染症に関するメディア向けセミナーの開催（2/3、2/12）
- ・診療体制確保のため、県・市町村の備蓄マスクについて県医師会を通じた一般診療所等への配付を決定（2/12）。順次配布（2/12～）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（2/28）
- ・県内初の感染者の確認を受け、福祉施設等における感染対策の徹底について、改めて周知（2/29）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について通知（3/2、4/7、4/13）
- ・社会福祉施設等への衛生用品（マスク・消毒液）の配布（随時）
- ・緊急小口資金等の特例貸付の実施について関係機関へ周知（3/10）

- ・生活福祉資金（緊急小口資金等特例貸付）について、宮城県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を窓口として、申請の受付を開始（3/25）労働金庫を取次窓口に追加（4/30）郵便局（一部）を受付窓口に追加（5/28）
- ・傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）の財政支援等の市町村等への周知（3/10）
- ・LINE 公式アカウント「宮城県-新型コロナ対策パーソナルサポート」開始（3/30）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援等の市町村等への周知（4/8, 5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する北海道東北地方知事会構成道県と厚生労働省の意見交換会（4/14）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出（4/13）
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出（4/11, 4/13）
- ・住居確保給付金に係る支給対象が拡大されたことによる申請の受付が、生活困窮自立相談窓口で開始（4/20）
- ・保育所・放課後児童クラブ等の対応について、利用自粛の協力等を求める知事メッセージ公表（4/21）
- ・「緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について」発出（4/21）
- ・「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」発出（4/21）
- ・トヨタ自動車東日本株式会社から支援車両の無償借受（4/24, 5/1, 5/22）
- ・東北大学と富士通株式会社が共同開発した健康観察システム「新型コロナウイルス感染症対策支援チャットサービス」の利用開始（4/24）
- ・保健福祉部長・保健福祉事務所長等 WEB 会議の開催（4/30）
- ・「緊急事態宣言の期間延長に伴う保育所・放課後児童クラブの対応について」発出（5/7）
- ・国民健康保険税を含む地方税について緊急経済対策における税制上の措置（徴収猶予の特例制度等）に関して市町村等に周知（5/8）

<経済商工観光部>

- ・関係機関（みやぎ工業会、商工会連合会、関係企業・団体等）への周知（随時）
- ・大連事務所等を通じた情報収集
- ・外国人への情報発信、相談体制の整備
- ・県大連事務所の職員 2 名の帰国（2/8）
- ・中小企業等向け経営相談窓口の設置（2/18）
- ・金融機関に対して、中小企業者への柔軟な対応について依頼（2/25）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同好会）へ新型コロナウイルス感染防止に資する労働環境の整備に係る緊急要請を実施（2/26）
- ・県内経済団体等へ、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止風邪症状がある従業員及び小・中学校等の臨時休業により影響を受ける子どもを持つ従業員が休みやすい職場環境の整備やテレワーク、時差通勤の活用等について会員事業者及びその従業員等の関係者に対して周知するよう依頼（2/29）
- ・売上げの減少などの影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資（「セーフティネット資金（保証 4 号・5 号）」・「災害復旧対策資金」）により、円滑な資金調達を支援（3/2～）
- ・県ソウル事務所の職員 1 名の帰国（3/8）
- ・県内企業に向け、感染防止のための取組促進を目的に、「新型コロナウイルス対応」のための職場で役立つWEBセミナーを公開（3/13）し、採用活動に関する内容を追加公開（4/3）
- ・県制度融資「危機関連対策資金」の取扱いを開始（3/13）
- ・グループ補助金における高度化スキーム貸付の償還について、柔軟に対応（随時）

- ・県制度融資（「セーフティネット資金（保証4号・5号）」及び「危機関連対策資金」利率の引き下げ（3/18）と保証料の引き下げ（3/23）を開始
- ・市町村、県内経済団体（商工会、商工会議所等）、県制度融資取扱金融機関を対象とした「金融・雇用対策説明会」の開催（3/26）
- ・県立高等技術専門学校及び障害者職業能力開発校を4月10日から14日まで臨時休業（4/6）、同臨時休業期間を5月6日まで延長（4/14）、同5月10日まで延長（4/30）、同5月31日まで延長（5/7）
- ・県地方振興事務所・地域事務所を対象とした「新型コロナウイルス感染症に関する金融制度説明会」の開催（4/15）
- ・駐仙台大韓民国総領事館から、N95マスク100枚、化学防護服50着の提供（4/17）
- ・友好県省の中国吉林省に対し、大連事務所を通して医療用資材の支援を要請（4/2）し、同省から一般用マスク3万枚が到着（4/23）
- ・台湾の経済団体「中華民国工商協進会」黄茂雄名誉会長（中華民国東亜経済協会理事長、東元集団会長も務められている）から医療用マスク1万枚が到着（5/1）
- ・大連市政府から一般用マスク2万枚が到着（5/14）
- ・県制度融資取扱金融機関、市町村、県内経済団体（商工会、商工会議所等）を対象とした「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策説明会」の開催（4/27～4/28）
- ・松島公園内（浪打浜公園）の遊具の利用休止（4/21～5/20）
- ・松島公園駐車場の閉鎖による利用休止（4/29～5/6）※松島町町営駐車場の閉鎖と併せて実施
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する市町村担当者会議を開催（4/28）し、市町村の担当窓口等を取りまとめて県ホームページに掲載（5/1）、県内市町村で順次申請受付開始（5/7～）
- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始（5/1）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、感染拡大防止を図りながら、県立高等技術専門学校は5月18日から再開、障害者職業能力開発校は5月26日から再開（5/15、5/26）
- ・全国一律に行われている前期技能検定試験の中止（5/22）
- ・県と東北労働金庫が提携し、中小企業勤労者向け「新型コロナウイルス対応生活応援緊急融資制度」を創設し、東北ろうきん県内各支店で融資受付開始（5/25～）
- ・雇用調整助成金等の上乗せ補助となる「宮城県雇用維持交付金」の申請受付開始（6/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営がひっ迫している事業者の支援について、市町村の担当者を参集し、検討会議を開催（6/12）
- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資上限額を3千万円から4千万円に引き上げ（6/15～）

<農政部>

- ・関係機関（JAほか、関係団体等）への周知（随時）
- ・特定家畜伝染病防疫対策衛生資材（防護服・N95マスク等）の提供について保健福祉部と調整（2/7）
- ・食料流通の状況、学校給食停止による影響等を関係団体から情報収集（随時）
- ・県主催イベント開催の中止、延期や縮小の対応。開催する場合も感染予防対策を実施（2/21～随時）
- ・「宮城県産の農畜産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載（3/5）
- ・工事現場等で患者発生時の連絡体制を構築（3/5～）
- ・工事又は業務の一部中止の申出があった場合の連絡体制を構築（3/2～）
- ・食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（3/18）

- ・農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（3/18）
- ・畜産事業者新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援。（4/10～）
- ・新型コロナウイルスの拡大に伴い、農業者の営農活動への影響が懸念されるため、県庁農業振興課、県内7カ所の地方振興事務所及び巨理・美里農業改良普及センターに農業経営相談窓口を設置。（4/3～）
- ・県立農業大学校を4月8日から14日まで臨時休業（4/6）、同臨時休業期間を5月6日まで延長（4/10）、同臨時休業期間を5月10日まで再延長（4/30）、同臨時休業期間を5月31日まで再々延長（5/7）、6月1日から再開（感染防止対策実施）。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う休業について農業大学校へ通知（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う事業継続の要請について関係機関（卸売市場、JAほか、関係団体等）へ周知（4/23）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置の見直しと事業継続について関係機関（卸売市場、JAほか、関係団体等）へ周知（5/7）
- ・食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（5/18）
- ・農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（5/18）
- ・畜産事業者新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（5/18）
- ・宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について及び緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う本県の対応について関係機関（卸売市場、JAほか、関係団体等）へ周知（5/18）

<水産林政部>

- ・関係機関（水産業協同組合、森林組合、木材協同組合等）への周知（1/31～随時）
- ・水産物・林産物の流通状況の把握（魚市場、水産加工、小売関係事業者、森林組合、木材協同組合等）（3/2～随時）
- ・他国へ入港する遠洋鯉鮪漁船及び外国人乗組員確保等に関する情報等の把握（3/3～随時）
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（2/28通知、最大で3/12時点で工事2件、業務10件で一時中止措置。3/23時点で全て再開）
- ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知（3/6通知、3/25時点報告なし）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知（4/9通知、4/9時点工事1件で一時中止の申出）
- ・外国人技能実習生（水産加工、沿岸漁業）の確保等に関する情報の把握（4/3～随時）
- ・沿岸漁業の収入減少等に伴う融資等の情報把握（4/3～随時）
- ・会議・イベント等の開催方法の検討（随時）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援（4/10～）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、「新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口」を設置（4/21～）するとともに、「漁業経営サポート資金」（無利子の県制度

資金)による運転資金の調達を支援(4/27~)

- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知(4/23通知, 4/24時点工事1件, 業務2件で一時中止または延期)
- ・宮城県における緊急事態措置について(適切な感染症防止対策について)通知(4/24, 5/7更新)
- ・不要不急の外出自粛に向けた漁港内での釣り自粛を周知(4/30~5/19)
- ・水産加工業ワンストップ相談窓口での水産加工・流通業者向け支援策の周知(4/30)
- ・「宮城県産の水産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載(5/1)

<土木部>

- ・関係機関(港湾事業者, 空港関連事業者, 建設業等関係団体, 県営住宅管理団体, 都市公園管理団体等)への周知(随時)
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知(2/28通知, 最大で3/12時点で工事42件, 業務17件で一時中止措置。3/23時点で全て再開)
- ・学校の臨時休校に伴う技術者の育児休暇等の取扱いを通知(3/3通知)
- ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知(3/6通知, 4/7時点報告なし)
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知(4/17通知, 5/15までに累計, 工事25件, 業務20件で一時中止措置。6/1時点で全て再開)
- ・県立都市公園(5公園)の施設を利用休止(屋内施設4/2~, 屋外施設4/11~, 遊具4/20~)
- ・向洋海浜公園の駐車場の閉鎖(4/24~5/10)
- ・県立都市公園の指定管理者及び公園利用者に対し感染拡大を防止するため, 密集を作らない等, 公園利用の仕方について周知徹底(4/24)
- ・県立都市公園(加瀬沼, 岩沼海浜緑地, 仙台港多賀城地区緩衝緑地)の屋外施設(野球場, テニスコート等)を一部利用再開(5/11~)
- ・県立都市公園(5公園)の屋内施設(更衣室, シャワー室, 研修施設)及び屋外施設(遊具, 炊事場)を利用再開(5/18~)
- (仙台空港関係)
- ・仙台国際空港(株)が対策会議を開催し, 各空港関係機関の対応状況について情報共有(2/27)(港湾関係)
- ・仙台塩釜港(仙台港区, 塩釜港区, 石巻港区)港湾保安委員会を開催し, 情報共有と連絡体制を確認(2/7)
- ・10月までに仙台塩釜港へ寄港が予定されていたクルーズ船のうち9便(仙台港区5, 石巻港区4)の運行が中止(6/18時点)
- ・国際コンテナ定期船の運休情報はなし(6/18時点)
- ・自動車運搬船及びRORO船の国内定期船の運休情報はなし(6/18時点)

<出納局>

- ・県公金取扱金融機関に対し窓口における感染予防及び柔軟な働き方の促進等について依頼(3/2)
- ・感染拡大防止に向け一時中止等を行った工事等に関する総合評価落札方式等における取扱いを通知(3/12)
- ・建設工事及び建設関連業務の入札参加資格審査(随時申請)等を対面審査から郵送による受付審査に変更(4/13)

<企業局>

- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者への感染予防徹底の周知(1/31)
- ・仙台港国際ビジネスサポートセンター利用者に対するチラシ掲出による注意喚起(1/31)
- ・感染者拡大による物流への影響を考慮し, 薬品, 燃料及び資機材等の十分な在庫量を確保

(1/31)

- ・国が定める水道水質基準に基づき、適切な塩素消毒を実施しているため、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効な旨をホームページ上で周知 (2/21)
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知 (3/4, 3/11 時点で報告なし)
- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者を参集した新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、作業員・職員等が感染した場合の業務継続に向けた対応方針を確認及び情報共有 (3/18)
- ・改めて、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効であることを周知するとともに、水道局を名乗り、「新型コロナウイルスが水道管に付いているので除去する」等の不審な電話があったと全国の消費生活センター等に複数寄せられていることから、ホームページ上で注意喚起 (4/3)
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知 (4/9 通知, 4/14 時点工事 1 件で一時中止の申出)
- ・薬品を最大貯蔵とするよう、局内各事務所、水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者に指示 (4/15)
- ・薬品の調達が困難となった場合に備え、代替の調達先を確認 (4/15)
- ・浄水場等の作業従事者感染時に、長期間にわたる業務体制の変更となった場合の課題整理のため、優先業務を絞った 3 班編成等の勤務体制の試行を実施 (4/20~5/6)

<教育庁>

- ・関係機関（市町村教委，教育事務所，県立学校）への周知（随時）
- ・県図書館，県美術館，東北歴史博物館等でアルコール消毒液設置，注意喚起チラシ掲示
- ・卒業式，高校入試，出席停止及び臨時休業の対応について通知（市町村教委，教育事務所，県立学校）(2/26)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（市町村教委，教育事務所，県立学校）(2/28)
- ・県立自然の家（松島・蔵王・志津川）の教育事業中止及び団体受入停止 (2/29~)
- ・図書館，美術館，東北歴史博物館，県有体育施設（総合運動公園等）の一部施設及びサービスを休止 (2/29~)
- ・新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う県立特別支援学校の臨時休業について追加決定 (3/2)
- ・令和 2 年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）(3/24)
- ・令和 2 年度当初の時期における学校活動の留意点等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）(4/1)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）(4/6)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（臨時休業の延長）（県立学校，市町村教委，教育事務所）(4/13)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）(4/23)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する研修会開催（県立学校，市町村教育委員会）(4/28)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）(4/29)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた県立学校における臨時休業等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）(5/5)

- ・県立学校の学校再開に向けた対応等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（5/15）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（5/20等）
- ・学校再開後の各種教育活動実施の目安について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（5/28）

<警察本部>

- ・対策室を設置（1/29）情報収集の強化，関係機関との連携強化
- ・新型コロナウイルス感染拡大に乗じた悪質商法や特殊詐欺等への注意喚起（2/13～）
- ・県警本部長を長とする「宮城県警察新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（2/29）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る運転免許証更新期限の延長（3/14～）
- ・銃砲一斉検査等の実施延期（4/3～）
- ・緊急事態宣言対象地域の拡大に伴う治安対策の強化（4/17～）
- ・知事による住民への外出自粛要請に伴う協力依頼への対応（4/21～5/6）
- ・運転免許業務の一部休止（4/25～5/14 免許更新業務等）
- ・学校再開に向けた通学路等における子供の安全対策の強化（5/15～）